

峰崎直樹君 民主党・新緑風会の峰崎でございます。

総理、大変御苦労さまでございます。きょうは四十分間という時間で、この財政構造改革法案、主として経済状況、景気状況の問題、後でまた申し上げたいと思います。

最初に、財政構造改革という名は打っているんですが、先ほど来、どうも構造改革になっていないんじゃないかと、こういう指摘が随分続いております。午前中の与党の質問にもそういう指摘がございましたけれども、私もそうではないかなというふうに思うわけがあります。

私は、例えば構造改革になっていないというのは、公共事業一つとってみても、何だか長期計画の五年を七年にするとか、そういう今ある内容を変えないままに時間を延ばしてしまうというような、それで果たして構造改革かなと。むしろ、構造改革と言うからには、先ほど問題になっていましたけれども、費用対効果、これを一つ一つの公共事業の中で、ダムならダムあるいは干拓なら干拓、こういうことについて、これはどれだけの費用をかけるけれどもどれだけの効果があるという、そのことを我々国会の場であるいは市民の前に明らかにして初めてそれが是なのかあるいは非常なのか、そういうことを決めていくような仕組みを考えるべきじゃないかという指摘なども私はやはり当然出てくるだろうと思うんですね。

そのことはまた後で構造改革のお話をするとして、私ども民主党の菅直人代表が、十月の初めに総理に対して、我々自身の行政改革、これについての見解を実は明らかにしたわけなんです。

その四点を実は整理しているわけでありましてけれども、一つは、やはりまず民間でやれるものについては民間に任せていこうじゃないか。規制緩和、私は規制緩和という言葉よりも規制改革の方がいいというふうに個人的には思っておりますが、規制改革あるいは市場化、民営化といったようなものです。それからもう一つは、これもやがて大きな問題にしなければいけません、地方自治体に任せるものは地方自治体に任せるべきじゃないか、これは分権改革ですね。それからもう一つ、実は市民団体に任せるべきものは市民団体に任せたらどうだ、これが実は市民活動促進法案、通称NPO法案と呼ばれておるものでありますが、現在参議院にかかっております。そして、残ったものを国としてどのようにやるのか。

こういう手順が踏まれて初めて、実は今我々が議論しておる財政構造改革の中身もある意味では構造改革の名前に値するものではないかなというふうに私どもは考えるんですが、この点、総理はどのようにお考えになっているか、まずお聞かせいただきたい。

国務大臣（橋本龍太郎君） 今既に本院におきましても、けさから今までの御質疑の中で、規制緩和あるいは、議員は改革という言葉の方がいいと言われましたけれども、これ

は現在進めておる状況も申し上げてまいりました。また、地方分権推進委員会から既に四次の勧告を受け、これは特に地方六団体を中心とした御意見に対する答えでありまして、まだ作業は続けていただかなければなりませんけれども、ここまでちょうだいをした四次の勧告を合わせ、地方分権推進計画として今取りまとめ中であることも申し上げてまいりました。その意味では、規制というものを撤廃、緩和、見直すという中で、官から民へという流れとともに、地方分権への流れというものも既に定着し、動いている状況を申し上げます。

また、いわゆるNPO法案、これは議員立法として検討が進められ、今参議院で継続審議になっておることを私も存じております。そして、一番直近で本院において御答弁をいたしましたのは六月六日であります。私は、本当に国際化あるいは高齢化の進展などに伴う社会環境の変化の中で、政府部門あるいは企業部門に次ぐ第三の部門とでもいうべきボランティア活動を初めとする市民の自主的な活動というものが活発化している状況を考えますときに、この市民活動促進法案は極めて重要なものだと我々は考えておりまして、できるだけ早く立法府から行政府の手に渡していただけることを心から願っておりますという答弁を申し上げます。今も同じ答えを申し上げたいと存じます。

峰崎直樹君　そこで、今NPOセクターというのを大変高く評価しておられます総理の答弁をいただいたんですけれども、実はちょっと、私北海道におりまして、札幌のある女性の活動家から陳情を受けました。女性担当大臣はたしか官房長官で、女性の大臣がだれもおられない、あるいは女性の政務次官がだれもおられないということで評判が余りよくないのでありますが、私は女性のその活動家から実は民間の女性シェルターという問題について先日陳情を受けました。

官房長官、内容は御存じでございましょうか。余り時間ありませんから、さまざまな理由で危機に陥った女性を緊急に一時保護する目的で、日本でもようやく十年前ぐらいからできているらしいんですね。これは民間の女性シェルターというふうに呼んでいるんだそうですが、もっとわかりやすい言葉で言うと女性のための駆け込み寺と、こういうふうに言われております。

私はそれをずっと聞きながら、日本に今どれぐらいあるんですかと聞いたら、横浜の女性協会というところが調べたら、一九九四年現在で神奈川県に三カ所、東京に三カ所、そして木更津に一カ所、全国で七カ所なんだそうです。アメリカではと言ったら、一千カ所から一千二百カ所。とらえ方が違うんでありましょう、全然けたが違うんですね。

今我々、規制緩和だとかあるいは行政改革だとか市場化だとかいろいろずっと議論しているときのモデルは、恐らくアメリカ、アングロサクソンの経済体質をずっと見ているんだろうと私は思うんです。そうすると、そのシステムというのは、そういう多様なNPOセクターが実は支えているというところを、関連性を持って実はアメリカ社会やイギリス

の社会が存在しているというところを見ないと、アメリカの市場メカニズムだとかそういうところだけを引っ張っていくと大変これは問題が出てくるんじゃないかなというふうに思うのでありますが、官房長官、今その種の民間の女性シェルターといった、これは法人格を取っているところもあればないところもあるんですが、それが現在どのような状況で苦しんでおられるのか、どのようにつかんでおられるか、ぜひ一度。

国務大臣（村岡兼造君） 今まで女性担当大臣でございましたが、私になりましてから男女共同参画担当と、まずこうなったわけでございます。

民間の女性シェルターですね、私がかかっておりますところは、北海道に四カ所ぐらいありまして、現在全国で二十カ所程度あると。その機能、実態はさまざまで、大変小規模である、こう聞いております。

どういう悩みがあるかと。全国で二十カ所しかなく、絶対数が少ないということ。財源を有志から寄附などで賄っており、恒常的に財源が不足しておる。シェルターの運営には相当数のスタッフが必要であるが、人材の確保が難しい。また、民間シェルターの活動に対する社会の認識が不足している。また、保護女性の自立に困難を伴うことが多く、自立までに日数、費用がかかる。こんなところが困難な情勢でございますが、唯一、このうち売春を行うおそれのある要保護女子の保護更生に関しましては、民間の社会福祉法人の運営する婦人保護施設に対し費用を補助していると聞いておるところでございます。

峰崎直樹君 今、官房長官御指摘されたように、同じことを私も、財政的に大変である、人材の確保で非常に苦労している、援助プログラムがなかなか少ない、進まない。実は行政の側も、例えば道庁でいいますと女性援護センターとかあるんです。ところが、それは売春防止法とか児童福祉法とか精神薄弱とか、そういう法律に基づいてでき上がっているものですから、このいわゆる駆け込みに来る方々は単にそれだけではないんですね。

聞いてみますと、地域行政とどれだけネットワークしているのかということ、福祉事務所、福祉ケースワーカー、警察、裁判所、弁護士、婦人相談員、本当にあらゆるところと連携をしないと実は問題が解決しないという意味で、ある意味では私はこのような問題は女性の問題だけではなくて、子供もそうかもしれない、あるいはお年寄りもそうかもしれない、社会的に弱いところに全部今しわ寄せがいき始めている。そのことを実は行政が、もちろん十分努力をしているんですが、それだけではカバーし切れないという意味でNPOのセクターというものがますます必要になってきているんだと思うんですね。

そうすると、総理、先ほど非常に高く評価をしていただいたんですが、NPO法案が通ります。それから寄附金税制がたしか与党と、我が民主党ももちろんその中にはぜひ入れていただいて、そしてこの寄附金税制の問題も議論しよう。そうなったときにはこの財政構造改革というものの中にきちんとこれは位置づけられるんだろうかどうだろうか、位置づけるべきではないんだろうかというふうに思うんですが、この点は、担当大臣は大蔵

大臣ですが、いかがでございますでしょうか。

国務大臣（村岡兼造君） 積極的な財政支援を行うべきでないか、こういうお尋ねであろうと思います。

ただいま男女共同参画二〇〇〇年プラン、あるいは審議会でもこの問題を審議していただいております。緊急やむを得ない場合の一時保護や社会復帰の支援は極めて重要と考えております。今後、地方公共団体やNPOが運営する相談・救援施設との連携を強めるとともに、それらに対する、まず今の女性シェルターの実態を把握しまして支援方策を検討してまいりたい、こういうふうに考えております。

峰崎直樹君 先ほど総理から本当にNPOセクターと、これは恐らくいわゆる市民のNPO法案に規定されるものもあれば、恐らくさまざまな大学であるとか私立大学だとか、あるいは法人格を取っている団体も入ってまいりますので、それらは今税制における支援をしておったりするわけでありますから、当然これはこれからの重要な、地方に任せるものは地方に任せていこう、さらにNPOセクターに任せたものはこれを支援していこう、こういう形になって初めて私は財政構造改革の構造の中身が変わってくるんだというふうに思いますので、この点はぜひ要望しておきたいと思います。

きょうはもう残された時間は少のうございますが、景気の問題と構造改革の構造の問題について今からお話を聞いてみたいと思います。

そこで、まず日銀からちょっと、呼びしていると思うのでありますが、先ほど直嶋委員の質問にもありましたように今から二年前に〇・五%まで下げました。そして、今通貨の供給量というのは、私の調べたところ大体直近では七ないし八%、それからM2プラスCD、いわゆるマネーサプライはそれよりも相当下がっているんじゃないか、さらに銀行貸し出しはもっと下がっているんじゃないかと思いますが、このあたりは日銀としてはどうしてこのようにマネーサプライが下がっているというふうにお考えなんでしょうか。

どんどんじゃぶじゃぶお金は出しているんだけど、それが与信機能として実は銀行の方から中小企業とか企業に回っていないんですね。そうすると、一方では貸し渋りだと言われている、一方で日銀の方はどんどん貸していると言う。そのお金は一体どうなっておるんだろうと。この点は実は大変疑問に思う点でありますし、また国民の前にその点はぜひ明らかにしてもらいたいと思うんです。

参考人（福井俊彦君） お答えを申し上げます。

ただいま委員から七%あるいは三%、あるいは銀行貸し出しはもっと低いのではないかと、こういう御指摘がございましたが、恐らく七%とおっしゃいましたのは銀行券、現金通貨のことではないかと思えます。三%ぐらいとおっしゃいましたのは、多分一番通貨の代表的な指標でございますマネーサプライ、その中でもM2プラスCDとい

うところではないか。それから、銀行貸し出しの伸び率はそれよりもさらに低いのではないかと。いずれも御指摘のとおり、そういう状況にただいまございます。

九五年の秋以降、現行の公定歩合水準ということで非常に低い金利をしいて金融緩和政策を遂行し続けてきておりますが、その緩和効果の浸透はさまざまな面に見られるわけでございます。現在までのところ、代表的な指標でありますマネーサプライの伸び率で申し上げますと、今申し上げましたとおりおおむね三%前後ということでございます。昨年水準が三%台半ばぐらいでございましたから、厳密に比較をいたしますと最近通貨の伸び率がやや下がっているということでございます。

この変化を正確に分析することはなかなか難しいわけでございますけれども、御議論の対象になっております現在ただいまの日本経済の動きがことしの四月以降減速局面に入っている、経済活動のスピードが少し落ちているということと恐らく密接な関係があるのではないかと。したがって、企業の資金需要が積極的にはこの低金利の状況のもとにおいても出にくい状況が続いているということが一つあると思えますし、金融機関の方も、かつてのバブル期の時代とは違ひまして、リスク意識あるいは収益性意識というものを強めながら二十一世紀への新しい経営姿勢の確立の途上ということで融資姿勢が変わっている、その双方の影響がここに出ているというふうなことだと思えます。

私どももマネーサプライの動きは経済全体を判断していきます上に非常に重要な指標と受けとめております。かつまた、マネーサプライの動きが大きな変化を示しますときには、過去の経験から申し上げましても、経済のどこかで大きな問題が生じているリスクがあるときだということでございます。

今申し上げましたとおり、最近のマネーサプライの伸び率の変化はまだわずかでございまして、今後これがどういうふうな変化を示すか、そこに重要なサインが示されてくるかどうか慎重に見ていきたい、こういうふうに思っております。

峰崎直樹君 ありがとうございます。

ということは、通貨の発行量は非常にふえていると。先ほど言ったことの繰り返しになるんですが、中小企業は景気が悪いから金を借りないんだということなんでしょうか。私ども地域で聞いてみますと、いや、とにかく最近銀行は金を貸してくれるどころか貸していた金を戻せという、そういう動きすら出てきているんですよ。

これは、昨年実は金融三法で通りました金融機関の健全性確保法、来年四月から早期是正措置の導入がなされるわけですね。この早期是正措置が入ってまいりますと、銀行は不良資産というものを抱えている、そうすると株価が下がってくれば当然それに対応して貸し出しを渋ってくるという意味で、ある意味では非常におかしな現象というのは、むしろその一番の根っこには金融機関のいわゆる不良債権の堆積というのものがあるのではないかと。

これは、先ほどの構造問題に実は帰着するんですが、日本経済の構造と言うときの構造

の中身は、私はこの間の景気の動きをずっと見ていると、どうもこの金融機関の不良債権問題というものがまだ根っことして残っていて、その根っこが実は貸し出しを渋ったり、マネーサプライをふやしても全然動かない、金利は下がっているのに借り手がない。これは通常、流動性のわなだというふうには経済学者の中で言う人もいますが、そういう状態に陥っているときに一番解決をしなければいけないのは、財政構造だとかいわゆる総理のおっしゃっている六大改革全体をやるのではなくて、何か構造の中でも一番のポイントになるのは、不良資産の問題をこの機会に変えないと大変なことになるのではないかと。

きょう今、私の部屋へ帰ったらエコノミストが届いていまして、「金融恐慌の地鳴りが聞こえる」と書いてあるんです。こんなふうになってもらっちゃ困るんですが、実は戦前の日本の金融恐慌から経済恐慌へと、大不況へと移っていったときとどうも非常によく似ているんじゃないか。あのときは金解禁で、今回はビッグバンだと。そして折しも関東大震災と、余り例えばよくないんですが兵庫の大震災と。何か非常によく似ている雰囲気が出てきて、そしてあのときも今と同じような状況が続いていたんじゃないのか。

だからこのときにきちっとその不良債権問題を、あの住専で何だか政治家は懲りちゃったのかもしれませんが、今ここで変えないと、実は世界の人たちは日本の株式市場あるいは債券市場もそうなんだろうが、この状態を見たときに、このいわゆる不良債権問題というものをしっかり解決するということにメスを向けないと、本当に日本発の世界恐慌、金融恐慌に移って行ってしまわないかという、そういう心配はないんだろうかというのを私は非常に痛感するんですが、この点はいかがでございましょうか。これは大蔵大臣でございましょうか。

国務大臣（三塚博君） 大変深刻なサイドに立っての警告の御質問かと思えます。

そういう中で、不良債権の問題が指摘をされました。御指摘のとおり早期是正措置、来年の四月からスタートであります。自己資本比率と相並行してセクターのオープン、情報公開、信頼がそこから持ち上がるであろう、こういうことで各金融機関それぞれが全力を尽くして不良債権の解消、健全経営に向けての努力をしておりますことは御承知のとおりでございます。

私が把握する限りにおきましては、不良債権の解消は全体として状況が大きく改善の方向にありますと、こういうことです。九七年三月、対一年前の三十四兆八千億円の不良債権が大体七兆減りまして、二十七・九兆円、こういうことであり、進行しておりますから、それが改善の方向にあると見ております。

それと、その件について貸し渋り等々で中小企業者が金融的に押し込まれるのではないかとありますが、その点はそれぞれ当局として金融の持つ社会的責任、そういう観点からサポートをするべきである、こう申し上げさせていただいておるところでありまして、いわゆる貸し渋りという問題は、全体の金融需要の低下と、もう一つはさらにリスク管理のそれぞれの金融機関の経営方針の徹底という中のはざまにあることは間違いあ

りません。そういう中で、金融三法がしっかりと機能して下支えをしておるという意味で、私は御指摘のような事態は起きることはございません、ファンダメンタルズ、経済の基礎的諸条件がきちりとしており、決して悪くないということでありまして、こういうことで答弁にかえます。

峰崎直樹君　そういう答弁なんです、今状況は改善の方向にあるとおっしゃったんです、全体の不良債権の金額を表示されたんですが、これを実は余り信用している人は少ないんじゃないかと思うんですよ。

先日、実は三菱銀行、最近では東京三菱銀行とっておりますが、合併して非常に強力になって、恐らく日本で今一番優良バンクじゃないかと言われております。だからその名前を出しても差し支えないと思うんですが、そこでたしか一兆円近い不良債権の償却をやった。これはアメリカのSECに出していたときの不良債権の額と比べたら何倍になっていきますでしょうかね。

それから、もう一つ私が気になるのは、これも名前を出しません、ある有力な銀行が去年の段階で、赤字を出してこれで償却は全部終わりましたと。その銀行がまたことしも同じように赤字を出して償却しましたというふうに言っているんです。

そう考えると、こうやって政府の大蔵大臣が答弁されるけれども、どうもマーケットの人たちは日本の金融不良債権の実態というのはそんなものじゃないんじゃないかと。公表されているものの三倍ぐらいあるんじゃないかというふうにある格付機関はこの間、新聞報道に載っていますよね。その意味で、私はやはりそのところは大変大きな問題を持っているのではないかなと思うんです。その際に、去年金融三法を出したからこれで万全なんだというふうにシステムをおっしゃるんですが、私はそうだろうか。

金融機関の健全三法がございましたね。先ほど言いました早期是正措置、それから金融機関更生手続特例法、それから預金保険法の一部改正。特に預金保険法の一部改正が非常に重要なんだろうと思いますが、この預金保険法の一部改正で日銀が担保できているのは一兆円、今のところはそうでもありませんが、もしこれからの金融機関の債権を、不良債権の問題は関西の方でいろいろ言われていますが、そういうものを出したときに果たしてこれで賄えるのか。日銀だって恐らくバランスシートがあるでしょうからそれを貸すわけにはいかない、貸し出せない、あるいはそうすると財政資金も投入せざるを得ないというところに行くのではないかなというふうに思うんです。

余り多くの時間がないので私の方から先に言いますが、そういう破綻をした金融機関の処理の問題はいいんですが、破綻をさせないで実は再建をさせるスキームというのが私は非常に重要になっているのではないかなと思うんです。この点、例えばマネーセンターバンクと言われる大変大きな都市銀行なんかになると、私はこれは倒産をさせると言ったらシステムにシステミックリスクという大変な問題が出てくるというふうに思うわけでありまして、その点で私はもう一つ考えなきゃいけないのは、今かなりの大銀行が非常に不良債

権を抱えておる、そのときにこの不良債権を抱えている銀行をどのように支えていながら、その銀行を破綻させないで再生させるか、この点が非常に重要な点だと思うんです。

ですから、今ちょっと戦前のお話を申し上げましたけれども、第二次世界大戦の前のアメリカにおいて、一九三〇年代に実は自己資本の再構築による財務体質の改善ということをやっているわけです。RFC、レフコープといいますか復興金融公社、ここで銀行の発行する優先株を買い入れて、レフコープは債券を発行してそれを受け入れる、そしてそれは銀行の体力回復によって徐々に償却をさせ、そして実はその優先株から、経営が上げれば、経営体制がよくなればそこから利潤が戻ってくるということで、最終的にはほとんど国民の負担がなかったと言われている。こういうようなものも実は考えられてしかるべきなのではないかなというふうに思うわけでありまして。

もちろん、それ以前にペコラ委員会という不良債権の問題についての処理をした金融機関もあるわけでありまして、この点、合併方式あるいは持ち株会社というものがこれからできますから、そういうものをやる方法もあるんだと思いますが、今お話を申し上げたような銀行のいわゆる体力の回復を図らせる方法ということについて、今大蔵省は何らかの方策を考えておられるのかどうか。

国務大臣（三塚博君） 詳しくはまた政府委員から答弁させますが、御指摘のようなこととお互い頭の中に置きながら、絶えず注意深く金融界、セクターを見詰めております。適宜適切そのことが大事に至りませんように指導しておるところでございます。

そういう中で、不良債権の改善というのは絶対の要件でありますから、これは自己責任の原点に立ちまして、その金融機関の前進、経営安定、こういうところで信任を得て十分の活動ができるようにサポートする、支援をするという、これはお金でどうということではなく、頑張れということ相努めておるところでございます。

私の判断は、先ほど不良債権の改善が進んでおると申し上げたのは、血みどろの、改善に向けて最大の努力をしていることだけは間違いございません。そのことを申し上げました。

そういう中で、御指摘のように、昨年通常国会において成立をいたしました金融三法を踏まえまして、引き続き預金者保護の観点、さらには金融システムの安定性確保のために適切に取り組んでおるところであります。

以上が取りまとめた基本的な考え方でありまして。

峰崎直樹君 今のお話ですが、結局その場合でも、やはりその大前提としては、その金融機関の不祥事を起こした、あるいは問題を起こした人たちの責任の問題というのは当然出てまいります。

今ちまたには四大証券を初めとして企業の方々が連日報道されない日はないぐらい不祥事が続いているわけでありまして、こういうある意味では今、私先ほど金利の問題をお話

し申し上げませんでしたけれども、〇・五%の公定歩合をずっと続けているというのは、この金融機関の不良債権を何とかしようというのが根底に私はあるんだと思うんです。そのことのマイナス要因がどんどん今出始めているという意味で、ある意味では早くこの問題の根っこを解決しなければ、その場合はやはり公的な資金を使っても解決をしなきゃいけないのではないかという有力な意見があるんだと思うんです。

ちなみに、第二次世界大戦前の日本の昭和金融恐慌の教訓として、各銀行がばたばたと倒産する、その合併をするときに、岩手県、群馬県、宮崎県、この各自治体は県債、県の債券を発行してその資金を使って合併銀行の発行した優先株を買い入れておる、こういうことまで実はやっているわけですね。

それで大蔵大臣、これは答弁要りませんが、その公的な資金というものは、地方自治体も含めて、そういう形での銀行の基礎体力の回復というところに早くメスを入れていかないと、おくれればおくれるほど私は問題が出るのではないかなというふうに思っておりますので、この点はぜひ政府の方で、今株価はまだ四十円、五十円下がったぐらいだと言っていますけれども、いっこの不安定な状態が深刻になるかわかりませんので、その点はぜひよろしくお願ひしたいと思います。

さて、もう時間も余りなくなってまいりまして、この財政構造改革の内容の問題について少し触れてみたいと思うわけでありますが、実は私どもの仲間であります今井澄さんが十月の初めに代表質問で総理に質問をいたしました。その中にいわゆる国民負担率というものがある。今度の財政構造改革の中でも、国民負担率は二〇二五年においてもいわゆる上限は五〇%以下に抑える、こう書いてある。その中に財政赤字も含めると書いてある、括弧して。この財政赤字を含めるとというのがどういう意味を持っておるのかということがよくわからないというのが一点でございます。

それと、実は今井澄さんが厚生委員会でも小泉厚生大臣とも論争しているところでありますが、国民負担という表現はどうもやはりまずいのではないかと。まずいというか、間違いとは言わないにしても、先ほど実は、これは国民負担率の問題ではございませんが、厚生大臣、衆議院の財政構造改革の特別委員会の議事録を読みますと、これは共産党の児玉さんの質問にこのように答えられております。「国民負担といいますが、税金も国民負担であります。保険料も国民負担であります。病気になったときのいわゆる自己負担、これも国民負担であります。すべてを勘案して、国民負担が過重にならないように、」云々ということ述べておられます。

そうすると、国民負担率というのは、個人負担で払っているところまで入れて考えなければお話しなさったことと一貫性、国民負担率という表現で使っているのは別のことだというふうにおっしゃるのかもしれませんが、そこら辺はやはり私ども、今井さんとよく議論をするんですが、公的負担というふうに言い直した方がそれは正確なのではないかなと。

と同時に、これは何を言っているかということ、財政構造改革会議、今度の法案の中で、絶えずキャップが出てきますね、数字が。この数字が出てくると、かつてのシーリングと

同じように、当然同じ問題が、今度はそれぞれの省庁の分野ごとに弱いものに実は一番問題がいくのではないか。国民負担率というふうに言って、それを五〇%に抑えたときに、本来積み上げていくと五五%にな

るかもしれぬ、それを五%下げるといふときに、その負担は、しわ寄せば弱い方に行く危険性がないかなということを実は一番心配しているわけです。

そうすると、社会保障という考え方からすると、これはある意味ではそのセーフティネットの問題も含め、ただ単に救済的な性格じゃなくて、人間らしい生活をするための最低限の費用という観点からすれば、私はやはりこのパーセントを、上限をそういうふうに設けることの是非の問題も含めて、まず厚生大臣にこのように答弁されている点のお考え、そして総理からもお考えをお聞かせ願いたいと思います。

国務大臣（小泉純一郎君） 一般の国民にわかりやすくお話しすると、国民負担というのは税金も国民負担、保険料も国民負担、病気になったときお医者さんに払う自己負担も国民負担、これはわかりやすいと思うんです。しかし、政府が使っている国民負担というのは、今言ったように公的負担と言った方がいいじゃないかという議論は承知しております。私もその方がわかりやすいかなと思っております。しかしながら、定義が、国民負担という名前がいいのか、公的負担という名前がいいのかというのはこれからの問題だと思います。

国務大臣（橋本龍太郎君） 通常、国民負担率と言いましたときに、租税並びに保険料というのが通例でありますけれども、今回これに財政赤字を加えて国民負担率という考え方をとりましたのは、この債務が長期にわたり本当に残念ながら一遍に返せるようなものではない、そうすると、当然ながらそれがどういう形で国民にはね返る性格のものでありますから、やはりあわせて考えていくべきではないだろうかということからこういう考え方をとりました。

峰崎直樹君 そうすると、このいわゆる五〇%、括弧財政赤字を含むというのは、そのときにはどのようにして財政赤字をこの国民負担分として計算するのでしょうか。これはもし専門家おられればちょっと、主計局。

政府委員（涌井洋治君） 先生御案内のとおり、この法律に明記してありますように、税それから社会保険料負担、これが従来使われてきた国民負担の考え方でございますけれども、現在、政府サービスに対する負担率が低いと、その差額が財政赤字であるわけですが、これは将来的には国民の負担になるということでございますので、その政府赤字分を加えた分がこの法律の意味する国民負担ということでございます。

峰崎直樹君 要するに、毎年のいわゆるフローの負担と、将来的に出てくるであろう、しかもそれはよく大蔵省が言うように、橋をつくるかもしらぬ、それは将来の人も実は便益を受けるんだよ、だからこれは決して今のものではないんだよと、そういうものがごっちゃになっているような気がするんです。

それで、私は非常によくわからないところがあるんですが、これは時間がありませんから、最後に小泉厚生大臣にちょっとお聞きします。

実は今、年金制度はいわゆる修正賦課方式と呼んでいますが、移行過程では大変困難ではあるけれども、これを積立方式に変えたら、その積み立てに要する費用はこの国民負担率から外せますか、外せませんか。

政府委員（近藤純五郎君） 国民負担率の関係で、保険料として当然上げるということになりますので、その分は国民負担率の中に含まれると思います。

峰崎直樹君 そうすると、要するにこれは個人がいわゆる貯蓄をしていくわけですね、個人が積み立てていくわけでしょう。このようなものが私は将来的には望ましいと思うんです。しかし、そうなると、個人の私的な貯蓄とこの公的な貯蓄とどこに差があるんだろうかということで、これは本当に国民負担率五〇%という表現というのは、どうもいろいろ考えていくと、目標値として見たときにいろいろな改革の上でなかなかこれは我々納得しにくいところがあるなど。

大蔵大臣もうなずいておられますが、その意味で私は、我が民主党の態度は、国民負担率というのはやはり我々努力はするけれども数値として設けるべきではないのではないかという意見を申し上げて、時間が参りましたので私の質問を終わります。（拍手）